

個人企業に関する経済調査について

資料 3 - 1	個人企業経済調査（本体調査）の概要	・・・・・・・・ 1
資料 3 - 2	個人企業に関する経済調査の概要	・・・・・・・・ 4

調査のねらい

個人企業（個人経営の事業所）の経営の実態を明らかにし、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料を得ること

調査の概要

調査の時点

動向調査票：四半期ごと、構造調査票：毎年12月末日現在
（調査事業所における調査期間は1年）

調査対象

約4,000事業所（製造業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、サービス業(他に分類されないもの)）

調査事項

< 動向調査票による調査 >

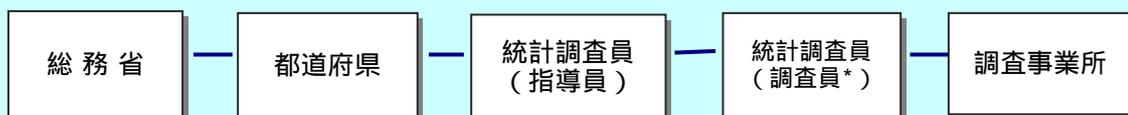
四半期ごとの営業状況（業況、売上の状況、営業利益の状況、在庫の状況、資金繰りの状況、雇用状況）、営業収支、設備投資など

< 構造調査票による調査 >

事業主の年齢、後継者の有無、事業経営上の問題点、今後の事業展開、パーソナルコンピュータの使用の有無、1年間の営業収支、営業上の資産・負債など

調査の流れ（調査員調査）

調査員は、都道府県知事任命の地方公務員（調査員数は194人）



都道府県は、法定受託事務として国から委託された業務を実施

結果の利用

GDPの推計、中小企業振興のための基礎資料、各種白書作成のための資料など

(*)調査員の業務： 調査員説明会への出席、調査対象事業所の実地確認、調査協力依頼の準備、調査協力依頼、調査票の記入依頼(配布)、収集、検査、提出、『礼状』の配布

個人企業経済調査の具体的な業務内容と実施機関

業務区分	業 務 内 容	実 施 機 関
企 画	1. 調査研究 2. 調査設計・標本設計 3. 経費措置（予算要求）	・統計局
実 査 準 備	4. 調査対象の選定 5. 調査関係書類・用品の作成・印刷 6. 調査関係書類・用品の発送	・統計局
	7. 指導員・調査員の任命 8. 調査員説明会の開催 9. 調査対象への事前協力依頼（はがき郵送）	・都道府県・指導員
	10. 調査員説明会への出席 11. 調査対象事業所の実地確認 12. 調査協力依頼準備	・調査員
実 査	13. 調査票の配布・収集 14. 調査票の記入指導等 15. 調査対象からの疑義対応 16. 調査票等の検査	・調査員
	17. 調査票等の審査・提出 18. 調査員からの疑義対応	・都道府県・指導員
	19. 都道府県からの疑義対応	・統計局
審 査	20. 調査票等の受付 21. 調査票のOCR入力 22. データチェック処理等	・統計センター
集 計	23. 集計プログラムの作成 24. 結果表作成	・統計センター
	25. 結果表審査	・統計局
公 表	26. 報道発表 27. 報告書刊行 28. 一般利用者等からの問合せ対応	・統計局
統 一 指 導	29. 事務打合せ会議の開催 30. 実務研修会の開催	・統計局
	31. 調査員合同指導会の開催	・都道府県

個人企業経済調査の実施機関係業務スケジュール（実査準備～公表）

【7月調査開始の場合】

	1 期 目		2 期 目		4 期目までの1年間の調査		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
調査期間前	平成19年7月						調査期間後 8月
統計局	実務研修会の開催 ・調査員指導上に必要な基本的事項について説明		事務打ち合せ会議開催（全国67都府）		速報 結果公表(1期目) 速報 結果表審査(1期目)		
統計センター	都道府県等からの疑義対応、一般利用者等からの問合せ対応						
都道府県・指導員	実務研修会の出席 ・調査員指導上に必要とする知識を習得		事務打ち合せ会議出席（全国67都府）		調査票等の受付(1期目) 調査票のOCR入力(1期目) データチェック処理等(1期目) 速報 結果表作成(1期目)	調査票(4期目)の取集 調査票等の内容審査 調査票等の整理 調査票等提出(4期目) 統計局	
調査員	調査員からの疑義対応						
調査員	調査員説明会への出席 ・調査の概要や調査票による調査等の説明を受ける ・担当調査地域及び調査対象事業所の指示を受ける ・調査票等の受領	調査員説明会の開催 ・調査の概要や調査票による調査等の説明 ・担当調査地域及び調査対象事業所の指示 ・調査票等の配布 調査対象事業所に「調査協力依頼はがき」を郵送	調査員合同指導会の開催 ・調査全般にわたる説明 ・調査活動中における安全確保に関する説明	調査員合同指導会の出席 ・調査全般にわたる説明を受ける ・調査活動中における安全確保に関する説明を受ける	調査票(1期目)の取集 調査票(2期目)取集日の確認 調査票(1期目)の検査 調査票(1期目)の提出	調査票(4期目)の取集<調査終了> 「礼状」の配布 調査票(4期目)の検査 調査票(4期目)の提出 未使用調査票等類等の提出	
調査員	調査協力の依頼準備 ・調査対象事業所に配布する調査票等の準備	調査協力の依頼準備 ・調査対象事業所に配布する調査票等の準備	調査協力の依頼準備(2期目) ・調査対象事業所に配布する調査票等の準備及び確認	調査協力の依頼準備 ・調査対象事業所に配布する調査票等の準備 調査票記入指導 不適格条件確認 調査票の配布	調査協力の依頼準備 ・調査対象事業所に配布する調査票等の準備 調査票記入指導 不適格条件確認 調査票の配布	調査協力の依頼準備 ・調査対象事業所に配布する調査票等の準備 調査票記入指導 不適格条件確認 調査票の配布	
調査員	調査協力の依頼 ・当該事業所が不適格条件に該当するかの確認も行う 調査票(1期目)の配布・記入指導 調査票(1期目)取集日の確認 個人企業経済調査アンケート(調査票)の配布 ・調査結果の還元、広報等	調査協力の依頼 ・当該事業所が不適格条件に該当するかの確認も行う 調査票(1期目)の配布・記入指導 調査票(1期目)取集日の確認 個人企業経済調査アンケート(調査票)の配布 ・調査結果の還元、広報等	調査協力の依頼 ・当該事業所が不適格条件に該当するかの確認も行う 調査票(1期目)の配布・記入指導 調査票(1期目)取集日の確認 個人企業経済調査アンケート(調査票)の配布 ・調査結果の還元、広報等	調査協力の依頼 ・当該事業所が不適格条件に該当するかの確認も行う 調査票(1期目)の配布・記入指導 調査票(1期目)取集日の確認 個人企業経済調査アンケート(調査票)の配布 ・調査結果の還元、広報等	調査協力の依頼 ・当該事業所が不適格条件に該当するかの確認も行う 調査票(1期目)の配布・記入指導 調査票(1期目)取集日の確認 個人企業経済調査アンケート(調査票)の配布 ・調査結果の還元、広報等	調査協力の依頼 ・当該事業所が不適格条件に該当するかの確認も行う 調査票(1期目)の配布・記入指導 調査票(1期目)取集日の確認 個人企業経済調査アンケート(調査票)の配布 ・調査結果の還元、広報等	

個人企業に関する経済調査の概要（案）

1 調査の目的

この調査は、統計調査の企画を除く調査の実施に関する業務を民間に包括的に委託することに関する問題点及びその対応策等を具体的に検討し、結論を得ることを目的とする。

2 調査の概要

(1) 調査の種類

1. 調査 A：全国調査を 1 社に民間委託するタイプ
2. 調査 B：1 県での調査を 1 社に民間委託するタイプ（5 県程度を対象に実施）
（両調査の主な相違点については、別紙参照。）

(2) 調査の対象等

調査の対象は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）の大分類「F - 製造業」、「J - 卸売・小売業」、「M - 飲食店、宿泊業」及び「Q - サービス業（他に分類されないもの）」を営む個人経営の事業所とし、層化 3 段抽出法により無作為に抽出した事業所について、調査を行う。各段階における抽出単位は以下のとおり。

第 1 段 - 市区町村

第 2 段 - 調査地域（事業所・企業統計調査の調査区を組み合わせたもの）

第 3 段 - 事業所

調査 A については、全国 49 調査地域、930 事業所を対象に実施。調査 B については、現在調整中。

(3) 調査事項（12 事項 28 項目）

個人企業経済調査動向調査票と同じ事項を調査する。

(4) 調査の方法

調査は民間の調査機関に委託して実施。調査員が調査開始月の前月（6 月）に担当調査地域内にある調査対象事業所を実地に確認した後、当該事業所に調査票を配布して記入を依頼し、3 か月ごとに記入された調査票を確認した上で収集することにより行う。

(5) 調査の期間

7 月から 9 月まで（7 - 9 月期）及び 10 月から 12 月まで（10 - 12 月期）の 6 か月間（2 期分）

調査Aと調査Bの主な相違点について

調査A：全国調査を1社に民間委託するタイプ

【調査のねらい】

- ・ 法定受託事務として地方が行っている事務を国の事務に位置付け直す等の措置をした上で、国が一括して民間委託する場合を想定し、本体調査との比較等により、統計の正確性、調査事業所からの信頼性、適正な業務履行等について検証。
- ・ 他府省の国直轄の調査員調査（国の地方支分部局経由で実施）での民間委託に関する検討に係る参考資料の提供

【調査の系統】

- ・ 調査は、国が委託契約を結んだ民間業者（1社）が実施

調査B：1県での調査を1社に民間委託するタイプ（5県程度を対象に実施）

【調査のねらい】

- ・ 法定受託事務として地方が行っている事務を都道府県ごとに民間委託する場合を想定し、統計の正確性、調査事業所からの信頼性、適正な業務履行等について、委託する業者が異なる場合にどのような差が生じるか等を検証し、全国の統一性の確保方策について検討する。

【調査の系統】

- ・ 調査は、都道府県別に国が委託契約を結んだ民間業者が実施。ただし、当該都道府県は、調査事業所からの照会対応等の協力を行う。